

# 安全衛生管理計画

2026年

～高い技能 確かな安全～

株式会社 高山工業

## 目 次

1. 安全衛生管理基本計画
2. 安全衛生管理計画
3. 2026年安全衛生管理計画書
4. 特別指導事項
5. 作業変更（予定外作業等）時のルール
6. 車輛系建設機械廻り・安全三原則
7. 油圧ショベル運転時の厳守事項
8. 適正な保護具・工具
9. 安全管理義務と自己保健義務
10. 会議組織員名簿

# 1. 安全衛生管理基本計画

## ★安全衛生基本方針

【安全第一主義の徹底】 “全ての災害は防ぐことができる”

① 死亡災害「0」の達成 ② 第三者災害の防止 ③ 安全衛生水準の向上

## ★安全衛生スローガン

“まず確認” 【手順の周知と実施の確認】

## 全員参加で『事故・災害の撲滅』

### ★重点的に実施すべき事項

**取組み姿勢** 事業主・職長を軸とした、より自主性のある安全管理体制の確立

- ① 末次業者作業員までの、**行動災害防止、安全意識の向上につながる教育**の実施強化
- ② 安責者・作業責任者(職長)等の **役割分担と責任の教育・指導**を強化し、組織立った安全管理を行う
- ③ 現地の状況を考慮し、作業員の意見を反映した「**作業手順書**」の作成と関係者への確実な周知
- ④ 災害事例等(特に機械関連災害)を活用し、わが身に置き換えた **実効性のある現地KY活動の実施**
- ⑤ 職長会活動による「**不安全行動**」の防止(声掛け、声返し運動・コミュニケーションの向上など)
- ⑥ 末次業者までの、作業員の健康状態の正確な申告と事業主・職長による **医師の意見に基づく適正配置**(現場内私病発症・熱中症防止への対応強化)及び **事業主による労働時間の適切な管理**

### ★特に防止すべき災害

- ① **墜落、転落事故の防止**  
墜落制止用器具(安全帯)の完全使用・墜落防止設備の先行設置・全ての開口部を塞ぐ  
墜落制止用器具(安全帯)を『マメに点検・高さに応じ正しく装着・確実な使用』の実施
- ② **機械関連災害の防止**  
安全三原則の周知と徹底(無線機の使用と合図の徹底・蛍光チョッキの着用)  
指揮命令系統の明確化(安責者・作業主任者・作業指揮者・誘導者・合図者・監視人・オペレーター等)  
重機の転倒(作業床の点検・重量物の吊り上げ作業の確認)
- ③ **崩壊・倒壊災害の防止**  
壁倒し等作業主任者の直接指揮の実施  
事前打合せと全員での周知、作業変更時全員での再周知
- ④ **第三者災害・飛来落下事故の防止**  
地中埋設配管等の確認・インフラ設備(電気・ガス・水道等)の確認周知  
道具(斫りノミ等)の置き忘れによる飛来落下の防止(工具箱等の使用)  
解体材(鉄筋、ボルト、スタッド、ガラ等)の飛散防止  
解体重機油圧ホース破損の点検を確認
- ⑤ **火災事故の防止**  
火気使用届提出とルール遵守(無火気工法の検討・監視人の配置・散水設備の確認)  
ガス溶断作業前の点検(ガスホース劣化・逆火防止器の確認)  
可燃物が有る場所でのガス溶断及サンダー使用禁止
- ⑥ **健康障害の防止**  
特殊健康診断の受診と結果のフォロー・適正配置  
保護具の完全使用と管理、点検の記録  
自然換気の不十分な場所での内燃機関を有する機械の使用禁止の徹底  
石綿粉じんばく露防止措置の徹底(労働者の健康障害防止対策指導と実施状況の確認)  
熱中症対策等を実施した現場環境の整備(報告体制の提示・熱中症予防推進者の選任)

## 2. 安全衛生管理計画

安全衛生委員会  
安全衛生協議会

安全衛生推進委員会

テーマ

〈基本安全教育の浸透〉

- 1月 安全衛生大会  
安全衛生関係書類の総点検  
送り出し教育の実施
- 2月 墜落災害の防止  
粉じん、石綿作業における防じん対策
- 3月 仮設養生施工に伴う事故防止  
健康相談（産業医、保健師の指導）
- 4月 構築物解体における崩壊事故防止  
（連休前の総点検）  
腰痛予防対策
- 5月 重機、積載型クレーンの転倒事故防止  
振動、騒音作業における健康管理
- 6月 全国労働安全週間準備月間  
重機、車輛による接触事故防止  
酸素欠乏症予防対策
- 7月 全国安全週間  
安全衛生大会  
送り出し教育の実施  
熱中症対策の教育と作業環境の改善
- 8月 電気事故防止月間  
使用機械工具による事故防止  
電気工事での回路遮断確認
- 9月 全国衛生週間準備月間  
一酸化炭素中毒事故防止  
化学物質等による危険性又は有害性について
- 10月 全国衛生週間  
健康診断の実施とフォロー  
職業性疾病防止の教育
- 11月 火災、爆発事故防止  
健康・衛生関係書類の整備  
（アスベスト従事者管理表・保護具点検表等）
- 12月 本年の総点検と次年の実施計画

- ・ 事故・災害事例やヒヤリハット体験などを繰り返し教育する。
- ・ 教育動画を活用して安全意識を高める。
- ・ 作業手順書の見直し、作成。
- ・ 災害事例シートの見直し、作成。  
（過去の類似災害を考慮）



## 4. 《特別指導事項》

**重点危険作業・危険作業管理フロー**の実施を徹底して下さい。

※当社は、特に災害が多く発生する可能性のある作業を「重点危険作業・危険作業」に特定しています。重点危険作業・危険作業にあたっては「管理フロー」に基づいてリスクアセスメントの手法を取り入れた施工要領書・作業手順書を作成し、作業所の承認を受けて下さい。また、周知会資料（ワンシート）を作成し、当社社員が参加の上、関係作業員全員に周知して下さい。

特に、常駐管理する「危険作業立会者（安全衛生責任者）」には十分な教育を実施して下さい。

※前日の危険作業打合せでは「危険作業立会者」「作業責任者」を決定し、要領書・手順書を確認させ、作業当日には安全常会でその確認をし、各班毎の現地KYでは「危険作業KYボード」を使用しKYを実施して下さい。

**KY活動**は、必ず、作業場所で「**災害事例シートを活用した現地作業手順KY**」を実施して下さい。

※作業員の皆さんが全員参加し実施する「作業手順KY」は、災害防止のうえで有効な手段です。しかし、当日の作業場所でない朝礼会場や詰所でKY活動を実施しても具体的な危険要因のイメージが掴めず、効果は期待できません。当社の「KY活動」は、「その日その作業を行う場所で」「作業班毎に」「作業手順を使用して」「リスクアセスメント手法を取り入れた」「現地作業手順KY」がルールです。

計画・打合わせ時から変更して作業を行う場合は「**作業変更時の基本ルール**」を守って下さい。

「作業変更」とは、前日の予定と違う作業をすること。

- |                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| ① 施工体制の変更（作業指揮者の変更、<br>指揮命令系統の変更） | ⑤ 作業手順の変更、作業手順がない作業                            |
| ② 施工範囲の変更                         | ⑥ 上下作業や混在作業にかかわる変更                             |
| ③ 施工場所や時間の変更                      | ⑦ 安全設備の取外しを伴う作業・行為                             |
| ④ 作業人員や使用機械の変更                    | ⑧ 安全のために絶対守らなければならない手順<br>に関する変更（作業所巡視による指示等）等 |

※前日の打合わせ内容を変更して作業する場合には、作業を急ぐあまり、往々にして作業手順の検討が不十分になったり、作業手順が作業員に周知されていなかったりして、事故・災害が発生する可能性が高くなります。そのため、当社は「作業変更時のルール」（7ページ）を定めています。

**「大成建設の送り出し教育」**の実施を**徹底**して下さい

※当社の作業所に就労させる全ての作業員（含む、再下請負業者の作業員）に対し「大成建設の送り出し教育」を実施して下さい。「送り出し教育」は、事業主が責任を持って、当社の作業所にふさわしい作業員を就労させるための基本教育です。厳格に実施して下さい。特にスポット（応援）作業員に対する教育は、新規入場時に作業所で安全衛生責任者が実施する機会が多いと思われますので、その教育内容が定められたルールで実施できる様に安全衛生責任者に教育して下さい。そして、必ず、事業主パトロールで実施状況を確認し、適切な指導を行って下さい。（年2回の実施）

## 健康診断の結果について管理フォローを徹底して下さい。

※健康診断の実施は、雇入れ時、年1回の定期健診等、労働安全衛生法で定められています。

※事業主には健康診断の結果について医師等の意見を聞き、有所見者には、就労場所の変更、作業内容の変更、労働時間の短縮等、適切な措置を実施することも定められています。（産業医を選任している場合は産業医に相談する）安全衛生責任者に指示する「適正配置通知書」が形骸化しないよう診断結果のフォローを徹底して下さい。

※再下請負業者の作業員が作業所に入場する前には、それぞれの事業主に有所見者の確認を行うと共に適切なフォローがなされているか確認して下さい。

※長時間労働や深夜勤務が続いている者等には、メンタルヘルスにも配慮して医師の面談指導を受けさせる。

## 「労災かくしは犯罪です」どんな小さなケガでも報告して下さい。

※労災事故があった場合、どんな小さなケガでも当社作業所に報告してください。

休業した場合、事業者（雇用主）は、労働安全衛生法により労働基準監督署へ「労働者死傷病報告」の提出が義務付けられています。

## 「行動方針」

『正直でタイムリーなホウ・レン・ソウ』

『現場をよく見る』

『じっくり考える』

## 「安全方針」

『安全帯使用の徹底』

『整理整頓』

『明るい作業場』

## 情報セキュリティルール

作業所におけるスマートフォン、SNS等の取扱注意事項

1. 許可なく、場内で写真撮影をしないこと。
2. 作業所で見聞きしたこと、お客様や工事に関することをインターネットに書き込んだり、誰かに伝えたりしないこと。

## 「労働者の個人情報の正確な把握と適正配置」

【労働安全衛生法61条、62条、労働基準法61～63条、64条の2、64条の3、他】

労働者の採用時には運転免許証、パスポート、資格者証原本等を確認することにより労働者本人の正確な個人情報（年齢、性別、保有資格等）を把握してください。

年齢を偽って申告していたり、資格者証を偽造していたりすると適正配置を実施することができません。

## 建設キャリアアップシステムの普及・推進

建設業の魅力向上にむけて技能者一人ひとりの「技能」と「経験」をしっかりと「認め」「育てる」仕組みです。

事業者・技能者の登録、作業所入場ごとにカートリーダーへのCCUSカードタッチを必ず行うように指導、徹底して下さい。

## 安責者・作業責任者(職長)等の組織立った役割分担と責任の教育・指導を強化

必要な教育を受けた安責者・作業責任者(職長)を任命してください

■安衛法で定められた職長・安責者教育及び能力向上教育を必ず受講させてください

### 職長・安全衛生責任者教育

- 初任時教育
- 法廷カリキュラム 14 時間
- 講師資格：新 CFT 講座修了者

### 職長・安全衛生責任者能力向上教育

- 初任時教育後 5 年ごとに再教育
- 法廷カリキュラム 5 時間 40 分
- 講師資格：新 CFT 講座修了者

■「安全衛生環境誓約書」に定める職長・安責者の責務

1. 新規入場時の安全・衛生教育	7. 病者の就業禁止
2. 通門管理に基づく適正配置	8. 不安全行動の排除
3. 再請負業者を含めた指揮命令系統の確立	9. 作業を指揮する者の職務の実施に対する 確実な監督
4. 作業間の連絡調整への参画及び実施	
5. 安全常会の確実な実施	10. 「声かけ運動」の推進
6. 職長会への参加	11. その他安全・衛生の確保に必要な措置

安全の要であるオペレーターを責任をもって任命してください

各種建設機械のオペレーターは、5 年以内毎または随時再教育を受ける必要があります  
(安衛法 60 条の 2)

■安衛法で示されている再教育が必要とされる資格(抜粋)

免許	技能講習	特別教育
移動式クレーン運転士免許者 クレーン・デリック運転士免許者	車両系建設機械(整地等)運転業務 従事者 フォークリフト(最大荷重 1t 以上) 運転業務従事者 小型移動式クレーン(最大荷重 5t 未満) 玉掛(最大荷重 1t 以上)	フォークリフト(最大荷重 1t 未満) 運転業務従事者 ローラー運転業務従事者

「クレーン」とは

- クライミング式ジブクレーン
- 橋形クレーン 等

■危険回避に関わるクレーンオペレーターの権限と責任

クレーンオペレーターに対し、大成建設の作業所長は「玉掛けの方法や合図に危険や不安がある場合には、クレーン運転操作を中止する」権限を与えています。

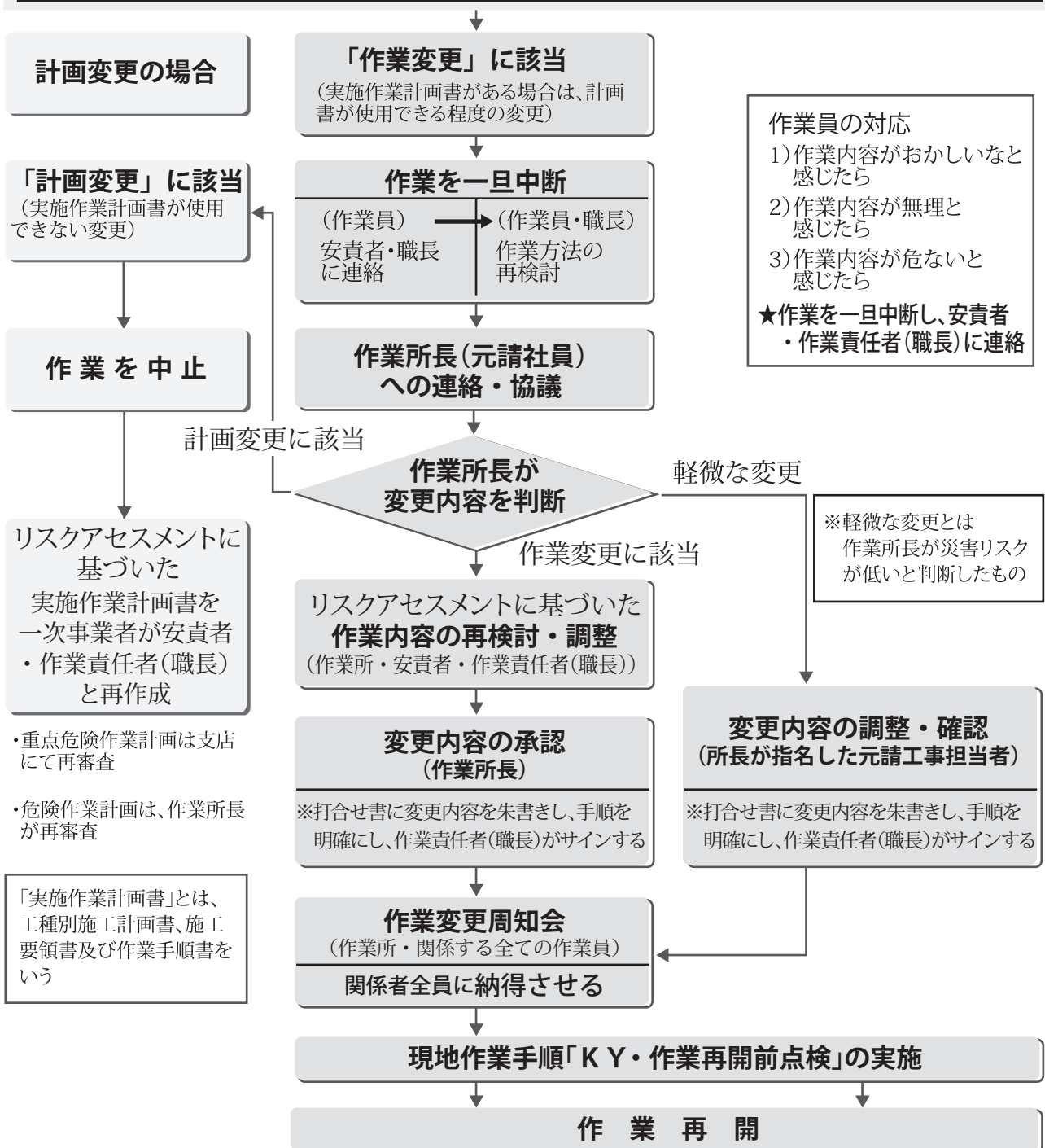
# 5. 作業変更(予定外作業等)時のルール(フロー)

作業変更予定外作業等は作業所と安責者・作業責任者(職長)が情報を共有し、検討・協議の上対応する  
 作業指示を最前線の作業員まで正確に伝える「指揮命令系統」を確立することが大前提

## 作業変更の発生

「作業変更予定外作業等」とは、前日の予定と違う作業をすることであり、以下のようなケースを言う  
 (1) 前日に打合せた作業以外の作業を行う場合(当日の予定にない作業を行う場合)  
 (2) 前日の「工事・安全打合せ」の内容に対し、以下の事項が変更されること

<p><b>作業変更 (予定外作業等) の具体例</b></p>	<p>① 施工体制の変更(作業指導者の変更、指揮命令系統の変更)                  ② 施工範囲の変更                  ③ 施工場所や時間の変更                  ④ 作業人員や使用機械の変更</p>	<p>⑤ 作業手順の変更、作業手順がない作業                  ⑥ 上下作業や混在作業にかかわる変更                  ⑦ 安全設備の取外しを伴う作業・行為                  ⑧ 安全のために絶対守らなければならない手順に関する変更(作業所巡視による指示等)等</p>
--	---	--



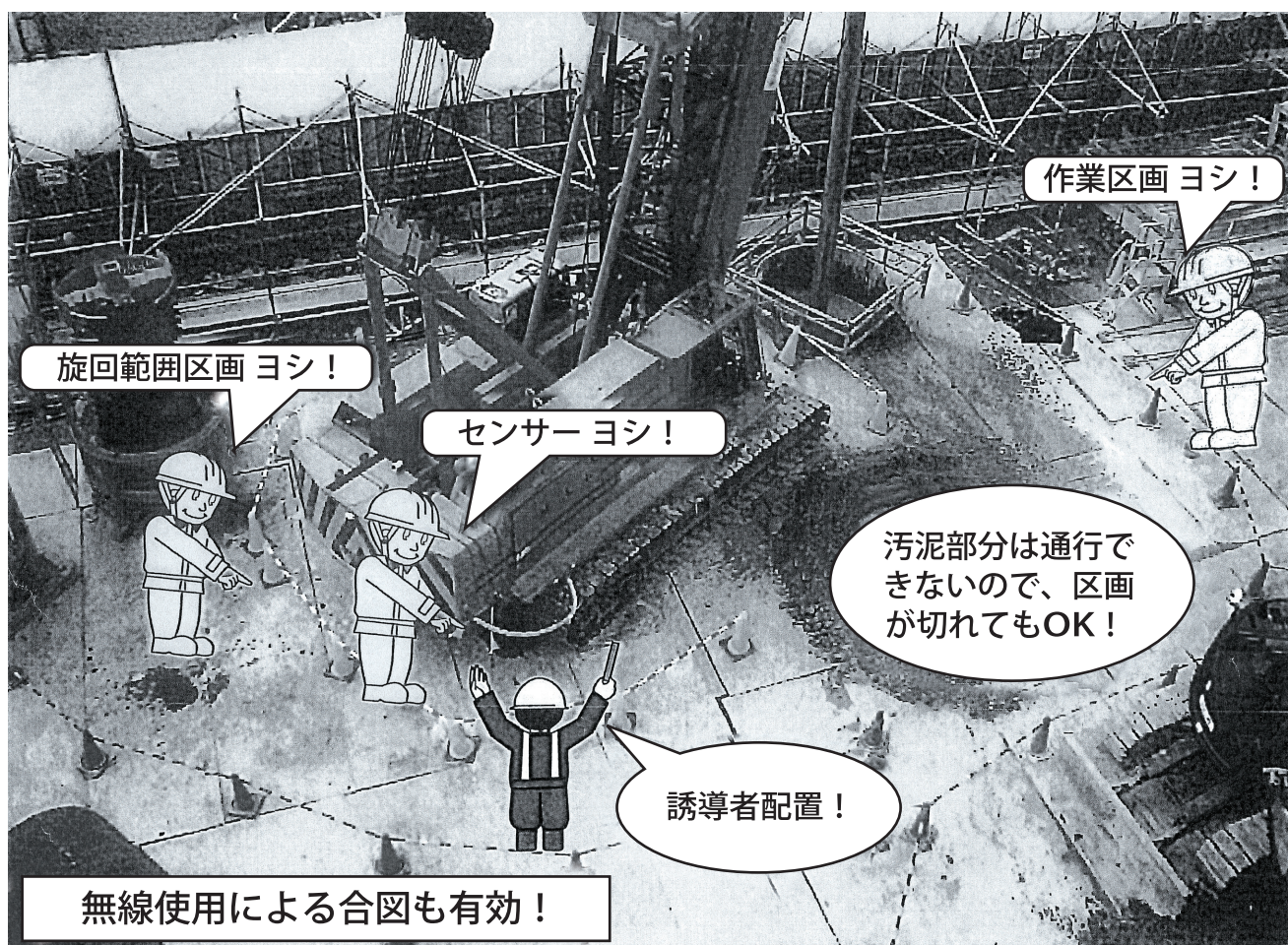
**作業員の対応**  
 1) 作業内容がおかしいと感じたら  
 2) 作業内容が無理と感じたら  
 3) 作業内容が危ないと感じたら  
 ★作業を一旦中断し、安責者・作業責任者(職長)に連絡

※軽微な変更とは  
 作業所長が災害リスクが低いと判断したもの

「実施作業計画書」とは、  
 工種別施工計画書、施工要領書及び作業手順書をいう

## 6. 《車輻系建設機械廻り 安全三原則》

1. 重機旋回範囲にカラーコーン・バー等で**立入禁止区画**を設置する。  
設置者は、オペレーター※黄色コーン、赤白バー
2. 誘導者を**配置**する。誘導員は、誘導員の腕章又チョッキ。  
(立入禁止区画の設置が出来ない場合)  
オペと誘導員は無線使用!(杭工事は厳守、杭以外工事は原則)
3. TMセンサー等の**挟まれ警報装置**を取付ける。  
車両建設機械形状にあったもので現場で作動確認



## 7. 油圧ショベル運転時の厳守事項

油圧ショベルのオペレーターは、

- ・ 機械の周囲に人がいたらエンジンをかけない。
- ・ 作業範囲内に人が入ってきたらエンジンを停止する。

- ① やむを得ず施回範囲内に人が立ち入る必要がる作業については、作業手順及び社員又は監視人の配置を、作業所長が承認の上実施する。
- ② 誤操作を生む原因となるコード、ひも、安全带、雨カッパ、チョッキ等を運転席に持ち込まない。
- ③ 「安全レバーを解除してエンジンをかける」前に、操作レバーが中立であること、アクセルがアイドル位置にあることを確認する。

### ※ 重機・移動式クレーンオペレーター離席時の鍵管理ルール

1. 重機オペレーターが運転席を離席するときは、エンジンを止め、ブレーキを確実にかけ、鍵を抜き取る。
2. 離席時には、確実に鍵を抜くこと
3. タイヤ式重機の運転席から離席する時は逸走防止措置（車止め）を行うこと。（車止めの取付・取外しはオペレーターが行うこと。）
4. 重機の転倒又は転落の恐れがある場合はシートベルトを使用すること。（転倒・転落とは・・・傾斜地作業・重機走行時：10Km/h以上）

### ※ アタッチメントの装着の制限

車両系建設機械には、その構造上定められた重量を超えるアタッチメントを装着しないでください。

### ※ アタッチメントの重量の表示等


アタッチメントを取り替えたときは、運転者の見やすい位置にアタッチメントの重量（バケット、ジッパ一等を装着したときは、当該バケット、ジッパ一等の容量又は最大積載重量を含む。）を表示し、又は当該車両系建設機械に運転者がアタッチメントの重量を容易に確認できる書面を運転席周辺の容易に取り出せる場所に備え付けてください。

# 8. 適正な保護具・工具

## 事業者・労働者の責務 — 保護具の装着は安全の基本 —

### ヘルメット

- 有効期限(使用開始からの期間)を確認  
本体の材質
  - ABS-PC-PE製:3年
  - FRP製:5年
- ヘルメット内装
  - 装着体:1年



ヘルメット

正しい装着	<ul style="list-style-type: none"> <li>●あごひもは指1・2本が入る程度でしっかり締める</li> <li>●まっすぐ被る</li> <li>●タオルや帽子の上から被らない</li> </ul>
-------	--

### 墜落制止用器具 (安全帯)

- 現行の規格品を使用しないと法令違反です  
作業員の着用する安全帯の各表示が「墜落防止用器具規格適合品」となっていることを確認して、現場に入場させてください
- 作業床のない場所でフルハーネス型を使用するには法令が定める特別教育が必要です
- 事業者(その代行者である職長)は安全帯の日常点検、使用期限の確認を必ず実施してください

一般的な使用期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ランヤード …… 使用開始から2年</li> <li>●安全帯本体 …… 使用開始から3年</li> </ul>
----------	--

### 服装

- 二の腕・手首が露出しない  
長袖の服
- 専ら火気作業を行う作業では、難燃性素材の作業服を着用
- コミュニケーションワッペン
- 落下防止ひも付き工具
- 作業責任者、監視人、誘導者などの役割の表示
- ファン付き空調作業服  
火気作業の場合には綿100%(綿難燃)のものを着用、またファンには金属フィルターを付けてください
- 足首やくるぶしが露出しない  
ズボン・靴下

### ディスクグラインダー



- 保護カバー
  - 保護カバーを改造せず、正規の保護カバーを装着使用する
- ダイヤモンドカッター刃
  - 使用前に刃の亀裂有無を点検する

### 工具箱 (バケツ)

- 作業で使用する工具(ノミ等)を工具箱に入れて置き忘れない様に管理してください



### その他の保護具


- 保護メガネ (ゴーグル型が安全)
  - 眼鏡の上から使用できるものもある
  - メガネ型やフェイスシールドはすき間からの飛散物に注意
  - ※強度のあるJIS規格品、米国規格品(ANSI)などを選びましょう。
- 耳栓  
ハンドブレイカー・油圧ブレイカー等騒音を伴う作業時に使用
- 保護手袋
  - 作業に適合したものを使用  
(ブレイカー作業は耐防手袋)
  - 用途別に防振耐電気、やけど防止、化学防護などがあり、材質として革製、合成繊維製、ゴム製、特殊加工などがあります。
- カッター作業、ガラス等切断面が鋭利なものの取り扱いでは耐切創防止用を使用  
(EN388規格品があります)  
(アラミド手袋)(アラミド保護カバー)

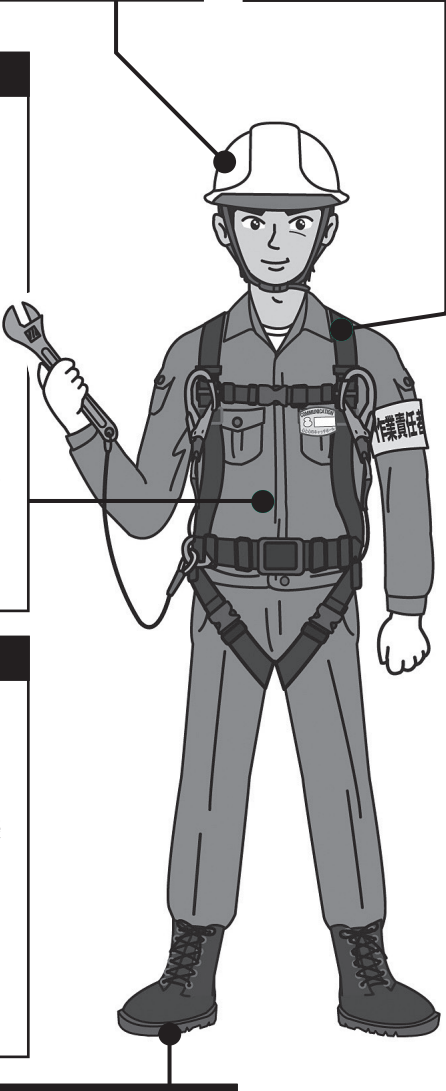
### 安全靴

- JSAAやJISなどの規格品を着用しましょう。また自らの作業に合わせた等級を選びましょう。

(例) JIS規格品の製品等級 重作業用:H、普通作業用:S、軽作業用:L
--

- 踏み抜き災害防止  
JSAA規格の合格基準製品、または中敷きを装着してください。ハンドブレイカー使用する作業は甲プロテクターを使用しましょう。

- 有害物に応じたマスク等を使用
  - 作業に応じたマスクを使用(防毒マスク、防じんマスク、石綿(レベル3)用マスクなど)
  - 各種マスクの製品耐用年数、フィルターの交換基準を守って使用



## 9. 安全管理義務と自己保健義務

働く人が安心して力を発揮する為には、「会社の安全配慮義務」と「働く人自身の自己保健義務」の両方がそろわなければならない。

どちらか一方だけでは十分とはいえず、両者が協力し合うことで職場の安全と健康が守られます。

健康管理は安全に働くための基本です。十分な睡眠、食事、休養で心身の調子が整い、集中力や判断力が向上し、事故やミスの防止につながります。また、日頃から体調の変化に気づくことで無理を避け、長く健康に働き続けられます。自分の健康を守る大切な行動として、日々のセルフチェックを心がけましょう。



### ●会社の安全配慮義務とは？

会社は、労働者が心身に支障なく働けるよう、職場環境を整える義務があります。機械設備の点検、作業マニュアルの整備、無理な長時間労働の抑制、適切な休憩確保など、事故や健康被害を防ぐための配慮が求められます。

### ●働く人の自己保健義務とは？

一方で、働く人にも自分の健康を守る責任があります。体調不良を隠して無理したり、睡眠不足のまま作業に入るとは、思わぬ事故につながる恐れがあります。自分の体調を適切に管理し、異変がある場合は早めに上司に相談することが重要です。

### ●“私病”による労働災害を防ぐために

職場でのケガや事故の背景には、私生活での疲労、睡眠不足、体調不良が影響しているケースも少なくありません。こうした“私病”が原因となる災害を防ぐためには、次のポイントが大切です。

- ①十分な睡眠・休養をとる
- ②持病のある場合はこまめに受診し、薬を正しく服用する
- ③朝の時点で体調に不安があれば早めに現場へ共有する
- ④ストレスや疲れをため込まず、相談できる環境を活用する

### ●みんなで作る安全な職場



会社は働く人を守るための環境づくりを進め、働く人は自分の心身の状態を正しく管理する。どちらも欠かせない大切な取り組みです。職場の安全は、一人ひとりの行動から。今日から無理のない働き方を心がけ、健康で明るい職場づくりに一緒に取り組んでいきましょう！

# 10. 会議組織員名簿

毎月1日

## 安全衛生委員会

議長 高山 智幸  
 富田 浩之  
 三井 泰輔  
 熊谷 朋晃  
 揚張 則行  
 宮本 隆  
 森田 潤  
 大宮 俊二 (産業医)  
  
 高山 眞悟 (オブザーバー)

毎月1日

## 安全衛生協議会

議長 高山 智幸  
 高山 眞悟  
 富田 浩之  
 桑原 英樹  
 新野 伸一  
 協力会事業主、  
 及び代理人

7日・10日

## 安全衛生推進委員会 I

1  
 (班長)  
 桑原 英樹  
 森田 潤  
  
 高田 孝司  
 多田 正和  
 多田 亮  
 田中 伸明  
 中西 優太  
 馬場 健悟  
 菱山 優樹  
 三岳 芳彦  
 宮川 光司  
 森崎比呂志  
 森田 瑛斗

芳賀 慎一 (株)エムエー工業  
 増田 勲 (株)エムエー工業

2  
 (班長)

新野 伸一

池田 政夫  
 太田 宙  
 大森 信一  
 奥田 高明  
 園城 淳  
 上岡 心一  
 川嶋 光輝  
 小山 和男  
 小山 和之  
 重野 晶  
 高梨 俊男  
 高梨 文男  
 田中 昇  
 中澤 良一  
 長島 誠  
 七崎 揚一  
 橋本 竜也  
 村上 強

3  
 (班長)

丸茂 晃一

大井川海介  
 扇田 亮太  
 川平 亮介  
 川名 智大  
 久保田純一  
 栗田 康男  
 黒澤 優介  
 後藤 將史  
 宍戸 義明  
 新里 翔太  
 鈴木 繁二  
 セレノ ドナト  
 高橋 好則  
 竹内 仁  
 中沢 言一  
 長島 裕一  
 西村 忠幸  
 野崎 弘治  
 平田 瑞季  
 藤巻 拓也  
 本田 正  
 松永 拓海  
 丸茂 憲二  
 丸茂 涼音  
 三浦 良

新井 仁太 (有)鈴一工業  
 石井 俊 (有)鈴一工業  
 武石 匡之 (有)鈴一工業  
 渡辺 剛将 (有)鈴一工業

15日

## 安全衛生推進委員会 II

1  
 (班長)

揚張 則行  
 渡辺 昌彦  
 奥島 直輝

安食 亘弘  
 和田 利一

安食 智弘  
 伊木富久人  
 岩本 寛志  
 落合 博  
 折笠 昌昭  
 金子 開  
 小関 誠  
 齊藤一路志  
 佐藤 光  
 関 正人  
 高鹿 俊生  
 田中 将規  
 丹藤 裕則  
 七崎 大輔  
 沼澤 駿矢

濱島 巖  
 福田 稔隆  
 宮本 隆之  
 山田 善之  
 山本 貴勝  
 吉田 海斗

堀 進一郎 (有)うきた解体工業

金城 繁弥 (株)今組  
 大西 尚之 (株)今組  
 大峯 政人 (株)今組

柿沼 太郎 (有)岩本解体

山口 英樹 (株)塚越商店

石川 敦久 (有)若林興業  
 片桐 兼一 (有)若林興業

藤井 聖志 MC興業 (株)

熊倉 直道 (株)エムエー工業